

吉川市産業振興計画

吉川市 市民生活部 商工課

資料 3

1. 産業振興計画の目的

産業振興基本条例に基づき、事業者、勤労者、市民および市の協働に基づいた産業振興施策により、市の発展を図ると共に、市民が幸福実感を得られるまちづくりを推進する。

2. 施策の体系

産業振興の施策の柱となる基本的施策を下記のとおり定める。（条例第4条のとおり）

1. 産業基盤整備
2. 挑戦の推進
3. 経営基盤強化
4. 円滑な事業承継の推進
5. 雇用/就労の支援とワークライフバランス
6. 職住近接の推進
7. 産業経済団体との連携強化
8. 地域ブランドの推進
9. 観光基盤整備による産業の振興
10. 危機管理
11. 新エネルギーの活用
12. 産業を通じた教育
13. 市民への情報提供・情報共有
14. 産業を通じたシティプロモーション

事業者、市民、市の協働によるまちづくりを推進するため、農業、商業、工業の各産業分野において、横断的かつ有機的に各基本的施策に応じた事業を展開する。各基本的施策に対応する施策の方針については表のとおり。

また、環境変化に対して柔軟に対応して課題を解決してゆくには、事業者や市民等の意見に基づき、施策の内容を適宜修正することが必要となる。そこで、本計画においては、条例第10条3項を実施するため、計画の評価と改善を行う組織として「吉川市産業振興会議」を設置し、施策を確実に実施し、結果を評価する体制を構築する。

資料3

基本的施策	施策の方針
1. 産業基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業拡大のための用地確保と整備 ・道路の利便性の向上 ・新規参入の推進 ・農地活用の推進 等
2. 挑戦の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍の推進 ・高齢者活躍の推進 ・障がい者活躍の推進 ・外国人活躍の推進 ・レンタルオフィス、レンタル工場の設置 ・起業・創業を推進する環境の整備 ・農商工連携事業の推進 ・新商品開発の推進 等
3. 円滑な事業承継の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者育成の推進 ・事業売却、合併による事業承継の推進 等
4. 経営基盤強化	<ul style="list-style-type: none"> ・事業情報発信の推進 ・異業種交流、市内企業交流の推進 ・融資制度の拡充 ・国内外の展示会等への出展推進 等
5. 多様な人材の活躍	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍の推進 ・高齢者活躍の推進 ・障がい者活躍の推進 ・外国人活躍の推進 ・人材マッチングの推進 ・企業主導型保育所の設置推進 ・ワークライフバランス改善の推進 等
6. 職住近接の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・職住近接の推進 等
7. 産業経済団体との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・市内経済団体との連携事業強化 等
8. 地域ブランドの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ブランドの創造の推進 ・アンテナショップ、直売所の整備 等
9. 観光基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・吉川駅前再開発 ・市と市内事業者との協働イベントの推進 ・市内観光資源の整備と活用 等
10. 危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の相互協力の推進 ・農地の保全 等
11. 新エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギーへの移行の推進 等
12. 産業を通じた教育	<ul style="list-style-type: none"> ・産業への理解の機会創出 ・将来の産業を担う人材の育成 ・教育基金の設立 等
13. 市民	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換の機会創出 ・市民参加型のイベント開催の推進 等
14. 産業を通じたシティプロモーション (シビックプライドの醸成)	<ul style="list-style-type: none"> ・産業を通じたシティプロモーション ・市の産業の歴史、文化の理解推進 等